

令和2年3月30日

保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、令和2年3月2日から令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の基本保育料の減額手続きについて、次の書類を園に提出してください。

1 提出書類

減額の要件を満たしている方には、該当月の翌月に在籍園から必要書類を配付します。

- ① 保育料の減額に係る確認書 [0～2歳児クラス]

2 提出先

園に提出してください。

登園しなかった日、延長保育の利用日等を園から配付される書類にご記入の上、速やかに在籍園に提出してください。園において減額の要件を確認します。

減額の対象となることが確認できた場合は、区が減額を決定し、園から還付します。

[提出期限]	保護者から園への提出締切日
令和2年 3月分	令和2年 4月 8日(水)
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする」こと、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて、次表のとおり、月額保育料を減額します。

(基本保育料が対象です。延長保育料の取扱いについては各園にお問い合わせください。)

登園しなかった日数/月	減額する額 (100円未満切上げ)
1日～ 5日	基本保育料の月額 $\frac{4}{10}$ に相当する額
6日～12日	基本保育料の月額の半額に相当する額
13日以上	基本保育料の月額 $\frac{10}{10}$ に相当する額

【問い合わせ先】新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係
TEL:03-5273-4527、FAX:03-3209-2795